

消費税率の引き上げに伴い

公共施設の使用料などを改定します

【問合わせ】 財政課 ☎84-0617

10月1日から消費税率(地方消費税率を含む)が10%に引上げられます。これに伴い、本市の公共施設の使用料などについても、**税率の引上げ相当分の料金改定**を実施します。改定後の料金は、10月1日以降に料金を徴収するものから適用します。詳しくは、利用施設の窓口などでご確認ください。

使用料などを改定する主な公共施設

スポーツ施設など	小中学校体育館、半田市体育館、青山記念武道館、半田福祉ふれあいプール、半田球場、テニスコート、学校体育施設(運動場照明施設を含む)、州の崎公園グランド照明施設、弓道場、フットサルコート、ヨットハウス、半田運動公園(陸上競技場、多目的グラウンド、デイキャンプ場、野外ステージ)、半田上浜グラウンド、半田マリングラウンド、半田北部グラウンド、半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウス
文化施設など	生涯学習施設、地区公民館、半田市福祉文化会館(雁宿ホール)、乙川交流センターニコパル、アイプラザ半田、半六庭園、博物館、空の科学館、市民交流センター、新美南吉記念館、半田赤レンガ建物
その他施設など	雁宿駐車場、クラシティ駐車場、市営住宅駐車場、半田斎場

水道料金・下水道使用料

10月1日以降に利用開始の場合はその料金から、9月30日以前から継続して利用されている場合は12月1日以降の検針に係る料金から新税率を適用します。

水道給水装置工事分担金については、10月1日以降に受付するものから、新税率を適用します。

半田病院の使用料・手数料

室料差額料(個室使用)、文書手数料、外来駐車場使用料など

廃棄物処理手数料

粗大ごみ戸別収集にかかる処理手数料(粗大ごみ処理券)

道路占用料・水路等使用料
公園使用料

1か月未満の占用・使用に限ります。

※この他、書籍代金や広告掲載料などの課税対象も、原則、料金を改定します。詳しくは各担当部署におたずねください。